



平成 30 年 10 月から 産婦健康診査事業をはじめます



産後うつの予防や早期発見、新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の助成を平成 30 年 10 月 1 日から開始します。

1 事業の概要

- (1) **背景・経過** 平成 29 年 4 月に国の補助事業として創設され、県が関係機関へ協力を依頼、県市長会が県医師会等と協議を行い、平成 30 年 10 月 1 日から県内全域で実施できることとなった。
 - (2) **対象者** 市内に住民登録がある平成 30 年 10 月 1 日以降に出産した産婦 (年間約 800 人)
 - (3) **健診の時期及び回数** おおむね、産後 2 週間及び産後 1 か月の 2 回以内
 - (4) **健診内容** 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、**エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)による問診(※)**
- (※)助産師や保健師などが母親と面接し、産後の気分に関する 10 項目の質問に回答してもらい、産後うつの疑いを判定する。
- (5) **助成額** 1 回 5,000 円以内
 - (6) **受診票の交付** 母子健康手帳交付時に 2 回分を交付 (既に妊娠届出書を提出済みの方へは郵送)
 - (7) **実施機関** 県内の産科医療機関、診療所及び助産所

2 現状及び必要性

- (1) 産褥期は母子の愛着形成に大切な時期であるが、産褥期の母親は精神的に不安定になりやすい。産後 2 週間～2 か月の時期に発症リスクが高まるとされている産後うつは、約 10 人に 1 人が経験すると言われ、決してまれな症状ではなく、対応が遅れ深刻化すると育児放棄や虐待、自殺を招く恐れもある。
- (2) 当市では保健師の 2 か月児訪問時に、母親のエジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) による問診を行っているが、産後うつに対しより早期から対策を講じるためにも、産科医療機関等との連携による産婦健診を導入し、不調の兆しを早めに見つけ、精神科への受診や育児相談、産後ケア事業へ結びつけたい。

添付資料の有無

なし あり (別添のとおり)

飯田市ウェブサイトへの掲載

なし あり

後日掲載 (10 月 1 日頃)

発表の趣旨

政策・施策・事業等の発表

イベント等の事前告知

当日の取材依頼 市民・対象者等に対する周知依頼

イベント・事故等の事後告知

その他



第 11 回
南信州獅子舞
フェスティバル
開催日 2018年10月21日(日)

問い合わせ先:

健康福祉部 保健課 健康推進係

電話: 0265-22-4511

内線: 5513

担当: 滝沢 三枝子